

悪質・危険な行為(運転)を処罰する 危険運転致死傷罪 道路交通法(酒酔い運転) が改正されました



☆ 改正点 ☆

□ 自動車運転死傷処罰法(危険運転致死傷罪)の対象行為について、要件の明確化とともに対象行為が追加されました。

① 飲酒類型に係る要件の明確化

- ・ 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上又は血中アルコール濃度1.0mg/ml以上
- ・ その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

※ 数値基準を満たさなくても「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と認定されれば対象

② 高速度運転[追加]

- ・ 最高速度が60km/h以下の場合
最高速度 + 50km/h以上
- ・ 最高速度が60km/h超の場合
最高速度 + 60km/h以上



③ 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせる走行(いわゆる“ドリフト走行”)[追加]

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態での走行

□ 道路交通法(酒酔い運転)の改正について

【改正前】

- ・ アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)



数値基準を設けて明確化

【改正後】

- ・ 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上又は血中アルコール濃度1.0mg/ml以上
- ・ アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※ 数値基準を満たさなくても「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

三重県警察

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から 「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されます！！



飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)



「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

- 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上
または
 - アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準
(呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上)に達する？



アルコールの分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となりますが、体重60kgの方が

ビールだと・・・大瓶2本程度

日本酒だと・・・2合(アルコール濃度15%、360ml)程度
を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



飲酒運転は**悪質・危険な犯罪行為**です！

令和8年7月21日施行

危険運転致死傷罪とは…

危険・悪質な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、
傷害罪・傷害致死罪に準じた重い法定刑によって処罰する犯罪類型

➡ 死亡させた場合: 1年以上 20年以下 の拘禁刑
負傷させた場合: 15年以下 の拘禁刑

改正の内容

1 飲酒類型: 数値基準の新設

(従来の成立要件)

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死傷させた場合

(改正後) 次の①又は②の状態を自動車を走行させ、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態

呼気中アルコール 0.5 mg/ℓ 以上

➡ 一律に危険運転致死傷罪の対象

② その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

➡ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

2 高速度類型: 類型の新設

次の①又は②の高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高速度

- ・ 最高速度が60km/h以下の場合 最高速度 + 50km/h以上
- ・ 最高速度が60km/h超の場合 最高速度 + 60km/h以上

➡ 一律に危険運転致死傷罪の対象

② ①に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

➡ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

3 殊更滑走等類型: 類型の新設

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させ、人を死傷させた場合